

平成 23 年 7 月から水道料金・ 下水道使用料を統一します。

支所だより
6 月発行

水道局業務課
土木部下水道課

日ごろ、長岡市政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

長岡市は合併後、水道料金（簡易水道使用料を含む）と下水道使用料は、旧市町村の料金の制度をそのまま継続してきましたが、平成 23 年 7 月使用分（7 月定例検針の翌日分）から全市一律に長岡地域（旧長岡市）の制度に統一します。

なお、統一後の料金が値上がりする場合は、急激な負担増とならないように 4 年間にわたり段階的に減免を行います。

統一後の水道料金（1 か月当り）

用途	口径 (mm)	基本料金	従量料金	
			1 m ³ 以上 10 m ³ まで 1 m ³ につき 60 円	11 m ³ 以上 1 m ³ につき 165 円
一般給水	13	480 円	1 m ³ につき 165 円	
	20	990 円		
	25	1,570 円		
	30	2,400 円		
	40	4,790 円		
	50	9,040 円		
	75	24,500 円		
	100	50,700 円		
浴場給水	一般給水と同じ		1 m ³ につき	20 円
臨時給水	一般給水と同じ		1 m ³ につき	330 円

* 基本料金と従量料金の合計金額に消費税相当額（5%）が加算されます。

統一後の下水道使用料（1 か月当り）

区分	汚水排出量	使用料
基本料金	8 m ³ まで	656 円
超過料金 (1 m ³ につき)	9 m ³ から 10 m ³ まで	82 円
	11 m ³ から 40 m ³ まで	126 円
	41 m ³ から 100 m ³ まで	148 円
	101 m ³ から 500 m ³ まで	169 円
	501 m ³ 以上	190 円

* 基本料金と超過料金の合計金額に消費税相当額（5%）が加算されます。

* 納付書は水道料金と下水道使用料を合わせたものとなります。

裏面もご覧ください。

値上りする場合の減免（水道料金・下水道使用料共通）

消費税相当額を加算する前の1か月当たりの「統一後の料金の額」が「統一前の料金を適用して計算した額」と比べて増加する場合は、その増加額に対して、下記により減免を行います。

減免期間	減免割合
平成23年7月使用分から平成24年6月使用分	80%
平成24年7月使用分から平成25年6月使用分	60%
平成25年7月使用分から平成26年6月使用分	40%
平成26年7月使用分から平成27年6月使用分	20%
平成27年7月使用分以降	減免なし

* 統一後の料金が値下がりとなる場合は、その額が支払額となります。

統一後・統一前の料金比較（一般家庭）【栃尾地域】

（税込み）

使用水量 (1か月)	水道料金 (簡易水道以外の地区)				簡易水道使用料				下水道使用料	
	口径 13mm		口径 20mm		口径 13mm		口径 20mm		統一料金	現行料金
	統一料金	現行料金	統一料金	現行料金	統一料金	現行料金	統一料金	現行料金		
10m ³	1,134円	1,711円	1,669円	1,879円	1,134円	1,575円	1,669円	1,575円	861円	1,260円
15m ³	2,000円	2,509円	2,535円	2,677円	2,000円	2,362円	2,535円	2,362円	1,522円	1,837円
20m ³	2,866円	3,307円	3,402円	3,475円	2,866円	3,150円	3,402円	3,150円	2,184円	2,415円
25m ³	3,732円	4,226円	4,268円	4,394円	3,732円	3,937円	4,268円	3,937円	2,845円	2,992円
30m ³	4,599円	5,145円	5,134円	5,313円	4,599円	4,725円	5,134円	4,725円	3,507円	3,570円
40m ³	6,331円	6,982円	6,867円	7,150円	6,331円	6,300円	6,867円	6,300円	4,830円	4,620円

* ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

お問合せ先

水道局 栃尾営業所 電話：52-5826

水道局 業務課料金係 電話：35-1619